

平成26年(ヨ)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

準備書面7

(「安全だとは申し上げません」、「これで人知を尽くしたとは  
言い切れない」という田中俊一委員長の発言について)

平成26年7月29日

鹿児島地方裁判所 民事第3部 御中

債権者ら代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

外

## 1 原子力規制委員会が審査書案を了承したこと

### (1) 審査書案の了承

川内原発1、2号機の再稼働の前提となる審査を進めていた原子力規制委員会が、平成26年7月16日、合格証の原案となる審査書案を了承したことから、同年10月以降には再稼働となる見通しが出てきた(甲50)。

### (2) 審査書案の要旨

原子力規制委員会が了承した審査書案の要旨は、甲51のとおりである。

#### ア 基準地震動について

##### (ア) 内容

基準地震動については、「九電は震源を特定した場合の基準地震動を最大加速度540ガル、震源を特定しない場合を同620ガルとした。最新の知見を踏まえて想定しており、新規制基準に適合している。」としている。

##### (イ) 批判

しかし、まず540ガルのSs-1については、基本的に平均的地震動を求めたものでしかないところ、原発の耐震設計が平均的地震動を基礎として行ってよいはずはなく、このSs-1は過小なものであること、次に、2004年留萌支庁南部地震の知見による基準地震動620ガルについては、規制委員会自身が「震源を特定せず策定する地震動」についてMw6.5未満の地震を考慮することを求めているのであるから、モーメントマグニチュード(Mw)5.7の地震でしかなかった留萌支庁南部地震の地震動をそのまま最大の「震源を特定せず策定する地震動」とすることは明らかに相当ではなく、これもまた過小な推定となっており妥当でないことは、すでに本仮処分申立書及び準備書面4で述べたところである。

#### イ 火山について

##### (ア) 内容

火山については、「九電は、敷地から半径160<sup>キ</sup>にある39火山のうち将来活動する可能性がある14火山について、原発の運用期間中に火山爆発指数7(9段階で上から2番目の規模の噴火)以上の噴火の可能性は十分に小さいと評価した。指数6以下の噴火が起きても敷地への影響はないと

している。また原発運用期間中の活動可能性が十分小さいものの、過去に影響が敷地に到達したことが否定できないとして、始良カルデラなどについては地殻変動の観測などのモニタリングを行い、噴火の可能性がある場合は原子炉停止や核燃料搬出を実施する方針を示した。」とされている。

(イ) 批判（田中俊一委員長自身が、「カルデラの巨大噴火について、科学的知見が不足している状況での判断であったことを明かした」こと）

しかし、この火山・火砕流の問題点については、既に準備書面2において、「火山学者らの指摘を真摯に受け止めるならば、川内原発は、火山影響評価ガイドがいう、『原子力発電所の運用期間中に火山活動が想定され、それによる設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が小さいと評価できない場合』に当たることは明らかである。九州において、いずれかのカルデラ火山が巨大噴火を起こした場合には、その火砕流によって川内原発は完全に破壊され、西南日本全体が数万年の単位で放射能に汚染されることになる。周辺にカルデラ火山が多数存在する川内原発は、即時に廃止される必要がある。」と説いたところであるが、原子力規制委員会の田中俊一委員長自身が、審査書案を了承した同年7月16日の記者会見において、「カルデラの巨大噴火について、科学的知見が不足している状況での判断であったことを明かした」（甲52）のであるから、われわれが準備書面2において主張したことが正しいことは明らかである。

2 「安全だとは申し上げません」、「これで人知を尽くしたとは言い切れない」という田中俊一委員長の発言

上記1でみた原子力規制委員会の審査書案の了承は、事実上の審査合格を意味するものとされている。

ところが、原子力規制委員会の田中俊一委員長は、審査書案を了承した同年7月16日の記者会見において、「基準の適合性を審査した。安全だとは申し上げません。」と発言し、また、「これで人知を尽くしたとは言い切れない」という発言もしているのであって、新規制基準に適合してもなお原発事故のリスクが残ることを明確に認めた(甲53)。

即ち、新規制基準に適合しても安全性は担保されないことを、原子力規制委員

会の委員長が認めたのである(甲52は、上記田中委員長の発言を踏まえて、「審査は必ずしも安全性を担保するものではないとの認識を明らかにした。」と報道している。)

### 3 原子力規制委員会の委員長が「安全だとは申し上げません。」「これで人知を尽くしたとは言い切れない」と公の場で堂々と発言するような新規制基準に基づく審査に適合したからといって、原発の安全性が確保されるはずがないこと

ところで、大飯判決(甲10)が大飯原発を差し止めるべきと判断した理由のうち、主給水の遮断が基準地震動以下の地震動によって生じ得ることについては、同じ加圧水型の川内原発1、2号機にも妥当し、また、それ以外の具体的危険性に関する判示は、大飯原発のみならず全国全ての原発にあてはまるものであり、当然川内原発にも妥当することから、大飯判決の判決理由をすべて否定できない限り、日本の原発訴訟において原告敗訴の判決を下すことはできない状態になったことについては、既に準備書面5で詳しく述べたところである。

その大飯判決が、新規制基準については、「外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる、基準地震動を大幅に引き上げこれに合わせて設備の強度を高める工事を施工する、使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置は盛り込まれていない」という各点を挙げて、仮に新規制基準に適合したとしても、大飯判決が挙げた具体的危険が解消されないまま稼働に至る可能性があり、その場合には、「本件原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することとなる」(甲10・65頁)という判断をしているが、この判断内容は当然に川内原発にも妥当するものであって、大飯判決の右判断内容をすべて論駁できない限り、本件仮処分につき却下の決定を行うことはできない。

しかも、川内原発は、基準地震動がもともと大飯原発よりも低い540ガルとされており、新規制基準によっても620ガルと、わずか1.15倍程度しか引き上げられていない原発であって、基準地震動の1.8倍である1260ガルを超える地震動すら到来する可能性があるとして述べた大飯判決(甲10・44～45頁)を率直に踏まえれば、この620ガルを超える地震動が川内原発に到

来する具体的危険性があることは、科学論争などを経なくても明明白白であることも既に準備書面5で述べたところであるが、上記2でみた、「基準の適合性を審査した」だけであり、「安全だとは申し上げません。」「これで人知を尽くしたとは言い切れない」という原子力規制委員会の田中俊一委員長の発言は、「審査は必ずしも安全性を担保するものではないとの認識を明らかにした」(甲52)のものであり、われわれが仮処分申立書及び準備書面4で主張したこと、並びに大飯判決(甲10)の上記判断内容を論駁できないことを原子力規制委員会自らが認めたものといえる。

換言すれば、原子力規制委員会の委員長が、「安全だとは申し上げません。」「これで人知を尽くしたとは言い切れない」と公の場で堂々と発言するような新規制基準に基づく審査に適合したからといって、委員長自ら認めるとおり、原発の安全性は担保されていないのであるから、大飯判決の「国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るとの観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかという疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない」(甲10・64頁)とした判断がまさに正鵠を得たものであったことを如実に裏付けるものであって、かかる観点からしても、本件仮処分につき却下の決定を行うことができないことは明らかである。

#### 4 「原発が安全とは申し上げられない」のに、新規制基準に適合するとした判断には看過し難い過誤があるというのが伊方最高裁判決の考え方であること

##### (1) 平成4年10月29日付伊方最高裁判決の判示内容

伊方原発訴訟の平成4年10月29日付最高裁判決(以下単に「伊方最判」という。)は、原子炉設置許可の基準に関して、「原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠く時、または原子炉施設の安全性が確保されない時は、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにする為、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右

技術的能力並びに申請にかかる原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。」と判示している。

**(2) 伊方最判は、原子力規制委員会による原発の安全性審査は「原発事故による深刻な災害が万が一にも起こらないようにするために行われる」と指摘していること**

このような最高裁判決の判示の趣旨は、「原子炉設置許可基準が定められた趣旨は原発事故による深刻な災害が万が一にも起こらないようにするために、原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき（原子力規制委員会の）十分な審査を行わせることにある」ということにある。

ここで重要なのは、最高裁が、原子力規制委員会による原発の安全性審査は、「原発事故による深刻な災害が万が一にも起こらないようにするために行われる」と指摘している点である。

即ち、原子力規制委員会の審査において求められているのは、審査対象とされる原発（本件では川内原発）において万が一にも深刻な災害を発生せしめるような原発事故を招かない程の安全性を備えているかどうかという点であり、伊方最判に従えば、川内原発はそのような安全性を備えていないと判断されるにもかかわらず、これを新規制基準に適合すると判断した場合には、原子力規制委員会の判断に過誤があるということになる。

**(3) 伊方最判の判示内容からしても本件仮処分は認められるべきであること**

ところで、上記2の田中俊一委員長の発言は、（今回、新基準の適合性審査をした）川内原発については、「安全だとは申し上げられません」ということである。

原子力規制委員会委員長としてのこのような発言は、川内原発が、原子力規制委員会としても安全と宣することはできないということであるが、これはとりもなおさず、川内原発においては、その事故発生による「深刻な災害が万が一にも起こらない」ような安全性は確認できない、ということに他ならない。

しかし、そうであれば、これはまさに伊方最判が判示する、「当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議および判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、被告行

政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」場合に該当するというべきである。

このような伊方最判の判示した趣旨からしても、本件仮処分は認められるべきである。

以 上